

日本の救貧制度における自立概念に関する時系列的考察

—社会福祉における自立概念の批判的研究(その①)—

○社会福祉法人なのはな会 生活介護・就労継続支援B型事業 はまゆう 今野亮太(会員番号009265)

キーワード：自立 生活保護 惰民思想

1. 研究目的

本研究の発表は三回に分けて行うが、その共通の目的は社会福祉における自立概念の時系列的整理とその考察にある。この研究を通して社会福祉の対象者(利用者)に自立を求めることの意味を明らかにするとともに、根源的には、対象者へ自立支援を行う妥当性を吟味し、社会福祉の本質を問うことになろう。三回の構成は次の通り。すなわち、①日本の救貧制度における自立概念の時系列的考察、②社会福祉関係の法律における自立概念の整理と、その批判的検証、③社会福祉の研究者、実践者、当事者の考える自立概念を整理し、各々の所説から社会福祉の本質と対象者へ自立支援を展開することの妥当性について論究する。今回は①を発表する。

2. 研究の視点および方法

本研究の出立点は社会福祉士と介護福祉士養成の実習で抱いた疑念にある。実習の時、実際の支援の様子を見て、自立支援が社会福祉の対象者を社会の規範に押し込み、対象者の生きづらさを生じさせているのではないかと強く感じた。今日、多くの施設等では自立が支援目標に掲げられている。しかし、その結果、対象者は自立の「～ができる」という視点のもとで支援され、更なる過程で人間の格付が行われ、社会福祉の対象者が人間から《切断》されているといえるのではないだろうか。そこで本研究は社会福祉の自立概念に対して批判的立場で先行研究の考察を行っていく。研究方法としては自立概念の萌芽を探るために生活保護法の条文に自立の助長が含まれた背景について文献研究を行った。また、その①における研究範囲については生活保護法に焦点を定める他、日本が初めて国家の責任で救貧を行った恤救規則まで遡っている。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会倫理指針に従い引用参考文献等を明記するなどの倫理的配慮を行った。

4. 研究結果

恤救規則、救護法、(旧)生活保護法の条文から対象者に求められた人間像について調査した結果、対象者が保護から脱し、自活生活を営めるようになることだと判明した。また特徴として制限的な救貧の姿勢を示しており、恤救規則、救護法は失業による生活困窮に対しては保護を行わない他、救護法及び(旧)生活保護法では欠格条項が定められ、該当した場合、保護が停止されていた。これらについて慎(1985:80)は「イギリス救貧法が莫大な救貧費を費して惰民を養成してきたというイギリス政府の反省の結果、劣等処遇に代表される貧民救助抑制の性格の強い一八三四年の救貧法改正をせざるをえなかった」と説明しており、救貧が反って惰民養成に繋がるという懸念から定められている。

生活保護法に自立の助長が含まれた背景には当時の厚生局保護課長である小山進次郎とGHQ 最高司令官 Douglas A. MacArthur の折衝がある。SCAPIN775 で記された無差別平等の原則と惰民養成防止という厚生局保護課の伝統の二律背反を条文に含めようとした結果自立の助長が規定された。自立の助長の解釈は2つ存在する。木村忠二郎(1950:49)は「進んでそのものの自力更生をはかること」と解釈し、「自立の助長」を含めた事由を「この種の制度に伴い勝ちの惰民養成を排除せんとするものである」(1950:49)と説明している。一方小山(1950:92)は「最低生活の保障と共に、自立の助長ということを目的に含めたのは、『人をして人たるに値する存在』たらしめるには単にその最低生活を維持させるというだけでは十分ではない。凡そ人はすべてその中に何らかの自主独立の意味において可能性を包蔵している。この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而して、その人をしてその能力にふさわしい状態において社会生活に適応させることこそ、真の意味において生存権を保障する所以である」と説明している。今日では小山の解釈が主流となっている。

5. 考察

生活保護法の自立の助長は、恤救規則から連綿と続く惰民養成防止が残っているのではなかろうか。労働能力のある者は、収入を得て自活するべきという価値観が存在し、それが自立であり社会の規範であった。しかし、人間の基準を自活生活や労働力においた場合、何らかの理由で働けない者は最初から自立が想定されない存在となる。社会福祉の対象者は資本主義経済の中で生産性を発揮することが困難である。故に劣った存在として周囲からまなざしを向けられかねず、過去には劣った存在としてまなざしを向けられていた。

また、生活保護法の自立の助長に関わる解釈において、惰民思想を前面に出した木村の見解ではなく、「人をして人たる存在」たらしめ、内容的可能性の助長から社会生活に適応させることを目的とした小山の見解が主流とされているが、これに対しても異議がある。対象者を社会生活に適応させることを目的にしているということは、生活保護法の対象者は社会の規範に不適応な存在と言われるのではないだろうか。また、社会福祉は自らの対象者を社会不適応と見なし、すすんで劣った存在としてまなざしを向けることになり、それは対象者の生きづらさを生み出すことになるのではないだろうか。対象者は社会不適応者と認識されては立つ瀬がない。脳性麻痺の当事者である横塚はこうした所説を「経済的自立のできる者だけを人間扱い」(1977:824)するものとし、この所説が肯定されたとき、障害者は「ごくつぶしや厄介者として殺されていく」(1977:824)と痛烈に批判している。社会福祉は対象者に自立を促すことで、逆に生きづらさを生じさせているのではないだろうか。

引用・参考文献

- 木村忠二郎(1950)『改正 生活保護法の解釈』時事通信社。
 小山進次郎(1950)『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』中央社会福祉協議会。
 小山進次郎、仲村優一対談(1969)「公的扶助のあゆみ-100年新生活保護法制定-」『生活と福祉』153号。
 横塚晃一(1977)「障害者の自立についての青い芝の会の見解」『あゆみ』41, p.824。
 社会福祉研究所(1978)『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』社会福祉研究所。
 慎英弘(1985)「明治期救貧行政の性格に関する一考察」『大阪市立大学社会福祉学研究室三十周年記念論文集』大阪市立大学。
 小幡清剛(2016)『障害者の〈生〉—法・福祉・差別の人間存在学—』萌書房。